

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設業・契約管理課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成29年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成29年10月20日（金） 奈良県庁第一会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 藤平 真紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年7月31日	
抽出案件	6 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考え。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
案件1 宇陀市室生 地域維持型管理業務(道路施設維持修繕事業・河川維持修繕事業)	
○応札の対象となる業者について何者程度想定していたか。	●JV代表者の要件が「宇陀市室生に本店があるA等級の業者」であることから2者と想定していた。
案件2 天理ダム 洪水調節放流設備(土木施設)工事 (天理ダム貯水池保全事業)	
○当該工事は運用中のダム堤体に影響がないよう削孔し、止水性能を確保するという難易度の高い特殊工事であり、施工業者が限定されることから、競争性を確保する目的で所在地要件を緩和したとの説明であったが、その際何者程度の業者が応札可能であると想定していたか。	●13者程度と想定していた。
○当該工事の落札業者は、当初ダムの建設工事を施工した業者や過去に維持修繕を行った業者と同じ業者か。	●当初の施工業者が有利にならないように、施工に必要な情報は全て仕様書等で公表していたが、結果的には当初にダムの建設工事を施工した業者が落札した。
案件3 都市計画道路石木城線 法面工事(社会資本整備総合交付金事業(街路改良))	
○応札した全76者の入札金額が同じであることについてどのように考えるか。	●当該工事への強い受注意欲から、入札に参加した業者が最低制限価格(入札公告において事前公表)で応札したものであると史料。
○抽出委員の説明によると、当該工事(A)以外に、今回抽出されていない近隣現場における擁壁工事(B)があったとのことであるが、これらの工事を2つに分けて発注した理由は何か。	●(A)工事と(B)工事は、距離的には近いもののトンネルを隔てた現場同士であり、それぞれの現場への進入路も異なることから別々の工事として発注したものの。
○応札者が76者と多い案件であるが、一般的に、ある程度多数の応札者となることは事前に予想できるのか。	●応札者数を事前に予想することができるかはケースバイケースである。ただし、当該工事に関しては、対象となる奈良土木事務所管内のB等級及びC等級の業者数が多いことと、当該工事と同様の発注件数が少ないことを勘案すると、ある程度応札業者が多くなる旨を事前に予想することは可能であった。
案件4 橿原高校普通特別教室棟(1)耐震改修及び屋内運動場(5)非構造部材耐震対策工事	
○当該工事では耐震工事と電気・機械設備工事を併せて発注しているが、このようなケースは多く存在しているのか。	●照明その他の電気・機械設備工事も耐震工事に含まれるものであり、学校行事に支障を来さないよう夏休み期間中に施工する必要があることから、併せて発注されているケースも多い。
○建築工事に加えて、施工内容に電気・機械設備工事が含まれることで応札可能な業者が絞られることはないか。	●民間の建築工事においても、配線、ガス管及び室外機など、建築工事と電気・機械設備がセットで発注されている例がほとんどであることを考慮すると、応札業者が絞られることは無いと考えている。
○夏休み期間に施工する必要があるとの説明であったが、工事の施工時期を考えると、他にも同様の工事があるように思われる。県として計画的な発注にかかる対策を講じられていれば内容を伺いたい。	●教育委員会等の関係課へヒアリングを行うなどし、既存施設の年間整備について把握を行った上で計画を策定し、発注している。

案件5 交通管制施設等整備拡充工事 第1-1号

○交通管制システムの上位装置の機器更新工事とのことであるが、当該工事は当初の施工業者とは異なる業者が落札したのか。

●当初の施工業者が有利にならないように、施工に必要な情報は全て仕様書等で公表していたが、結果的には当初施工した業者と同じ業者が落札した。

○抽出委員の説明によると、当該工事(A)以外に、交通管制システムの下位装置の機器更新(B)も同時期に発注されている。これらの工事を2つに分けて発注した理由は何か。

●交通管制システムについては、従来は都道府県で独自に仕様書を作成していたところ、5年前に警察庁より全国共通の仕様書が示されたという経緯がある。今回の抽出案件である(A)工事は、当該警察庁の仕様により施工が可能であったが、(B)工事については旧来の仕様書により作成されたシステムの更新であったため、2つに分けて発注したもの。

○交通管制システムの上位装置機器更新工事に対応できる業者数は何者程度か。

●全国ではかなりの数になるが、今回の入札で付した「交通管制システムの施工実績がある者」という要件を具備するのは全国で6者程度になる。

案件6 宇陀市椋原地区 道路・河川・舗装 小規模維持修繕工事(道路施設維持修繕事業他)

○14者の指名のうち、2者は辞退で10者は入札書の不着によるものとの説明があった。この10者については応札を辞退したものとは異なるという認識か。

●辞退として扱っている。入札執行要領において、「事前に辞退届の提出無く入札を欠席、又は指定の日時までに入札書の提出が無かった者については、入札を辞退したものとして取り扱う」旨規定されている。